

下條村高等学校等通学補助金交付要綱

平成29年2月10日要綱第3号
改正

令和2年5月19日 要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、下條村に住所を有する、高等学校等に入学し通学している生徒の保護者に対し、通学費の負担を軽減する事を目的に、通学費の一部を補助することについて、補助金交付規則（平成27年下條村規則第3号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、次に該当する者をいう。

(1) 下條村に住所を有し、高等学校等（県外や遠距離のため寮等から通学している者、通信制の高等学校等に通学している者を含む）に入学、在籍している生徒等の保護者で、村税等の滞納が無い世帯、かつ村内に引き続き1年以上居住する者。

(補助金の基準額)

第3条 補助金の基準額は、川路駅から飯田駅までの6ヵ月定期の概ね半額を基準として補助する。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次によるものとする。

(1) 年額30,000円とする。ただし、休学期間等がある場合は、休学等1ヶ月（15日以上31日未満）につき2,500円を減額するものとする。

※参考
休学40日の場合 40日=1月(30日)と10日のため休学は1ヶ月
(休学等の月数の算出) 休学45日の場合 45日=1月(30日)と15日のため休学は2ヶ月

(交付請求等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、請求しようとするその年度の年度末（3月）に、別に定める補助金交付請求書兼在学証明書（様式第1号）により村長に請求するものとする。

(補助金の支払)

第6条 村長は、前条の請求があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

第7条 この要綱の施行に関し、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日教委要綱第1号）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。